

環境破壊を防ぐために 通称 **残土条例の素案を公表** —パブリックコメント—

▶問い合わせ=環境課 ☎(32)8018 FAX(34)4189



写真はイメージ。本文の内容と写真とは関係ありません。

三好町内では今、土木工事や建設工事などにより発生する土砂等を、農地や山林に埋め立てる事業が頻繁に行われ、土壤への悪影響が心配されています。また多量の土砂等を積み上げることにより、土砂が崩落したり、流出したりする災害の発生も懸念され、安全面が心配されるようになりました。

そこで三好町では、土砂等の不適正な処理による土壤の汚染と災害の発生を防ぐため、来年の3月議会への提出を目指し「(仮称)土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(通称名・残土条例)を制定する準備を進めています。この条例は、優良な農地や緑豊かな里山、山林が土砂の埋立てなどと称した土壤汚染による環境破壊や災害の発生を防ぐために、土砂等の埋立てや盛土、たい積などの事業を行う場合に従うべき基準や手続きを定めるものです。

今回の広報では、条例の素案の概要をお伝えします。パブリックコメント手続きにより、皆さんからのご意見をお聴きしながら、皆さんと一緒に条例を策定したいと考えています。皆さんのご意見をお待ちしています。

CONTENTS

「特集」 p 3

残土条例の素案を公表

まちづくり基本計画の原案を公表

平成15年度上半期財政公表

「みんなのひろば」 p 12

瞳を輝かせて／第58回国民体育大会陸上競技

棒高跳び出場 野口 力矢 君(三好高校)

「まちの話題」 p 16

産業フェスタ、芋掘り体験

公園まつりほか

「お知らせ」 裏表紙から

表紙の説明



11月2日にサンアートで開催された三好演劇塾公演「はるかなる銀色の水」のひとこま。塾生ら96人は、夢の「愛知用水事業」を題材にした創作ミュージカルを、全員一丸となって熱演。会場に大きな感動を呼びました。

三好の人口

()は前月比

人 口	5万1,764人	(+176人)
男	2万6,619人	(+77人)
女	2万5,145人	(+99人)
世帯数	1万8,080世帯	(+71世帯)

(平成15年11月1日現在)

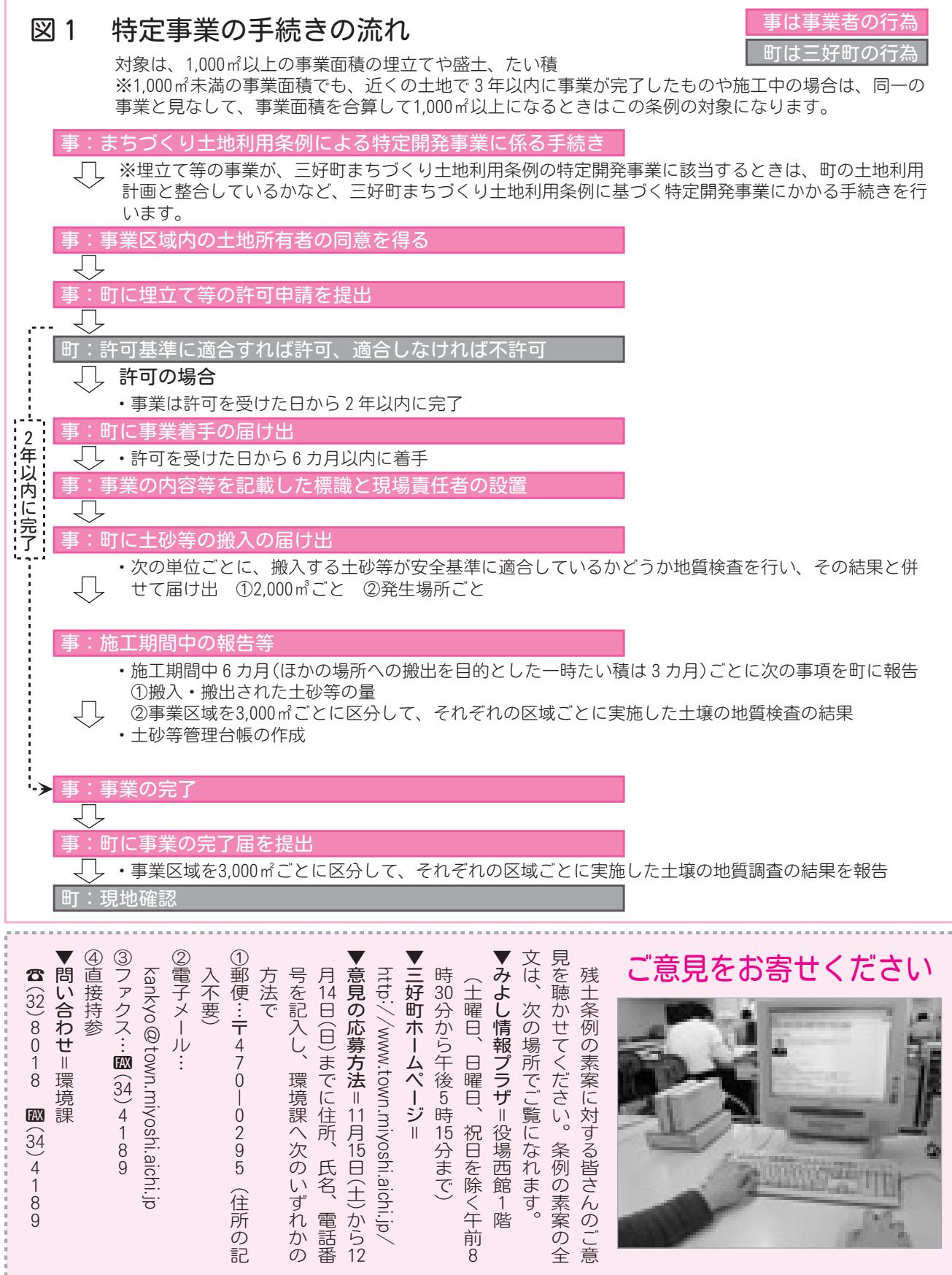
11月・12月カレンダー

15 土	秋季企画展「江戸時代の三好-こもんじからわかること-」開催中 (歴史民俗資料館～12月14日) 小中学校夢の作品展(9:00～サンアート～16日)
16 日	
17 月	行政相談(13:00～役場相談室)
18 火	司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談 (13:00～役場相談室)
19 水	年金相談(10:00～役場相談室) 知的障害に関する福祉相談(10:00～役場相談室) 子どもの相談(10:00～なかよし地区子育て支援センター)
20 木	介護相談(9:00～ケアハウス寿睦苑) 心配ごと相談(9:00～福祉センター)
21 金	
22 土	おはなし会(10:30～中央図書館)
23 日	勤労感謝の日
24 月	振替休日
25 火	特設人権相談(13:00～役場相談室) 身体障害に関する福祉相談(13:00～役場相談室) 介護相談(9:00～福祉センター)
26 水	
27 木	
28 金	労働なんでも相談(10:30～役場相談室)
29 土	おはなし会(10:30～中央図書館)
30 日	MIA国際交流フェスタ2003(10:00～サンアート)
1 月	冬の交通安全県民運動(～10日) 町長ホットライン(8:00～ラジオ・ラビート78.6MHz)
2 火	
3 水	年金相談(10:00～役場相談室)
4 木	人権相談(13:00～役場相談室～10日)
5 金	12月議会開会(予定) 心配ごと相談(9:00～福祉センター) 介護相談(9:00～ケアハウス寿睦苑) おはなし会(10:30～中央図書館)
6 土	
7 日	
8 月	
9 火	12月議会一般質問(～10日予定)
10 水	介護相談(9:00～福祉センター) 子どもの相談(10:00～なかよし地区子育て支援センター)
11 木	
12 金	法律相談(13:30～役場相談室)
13 土	おはなし会(10:30～中央図書館)
14 日	
15 月	行政相談(13:00～役場相談室)

特集 残土条例の素案を公表

パブリックコメント

図1 特定事業の手続きの流れ



皆さんのご意見を聽かせてください

この条例を制定する目的

土砂等の「埋立て等」（埋立てや盛土、たい積）をする行為について、必要な規制を行うことにより、土壤の汚染や災害の発生を未然に防ぎ、町民の皆さんが安全に生活できるようにする」と、そして快適な生活環境を守つていくことです。

事業者や土地の所有者、町の責務

事業者は、土壤の汚染と災害の発生を未然に防がなければなりません。土地の所有者は、事業者に土地を提供するときは、土壤の汚染や災害が発生する恐れがないことを確認し、もし、土壤の汚染などが心配される場合は、土地を提供しないように努めなければなりません。そして町は、土壤の汚染などを未然に防ぐため、埋立て等の状況を把握し、不適正な行為を監視する体制を整えなければなりません。

そのため、埋立て等の状況を把握し、不適正な行為を監視する体制を整えなければなりません。

事業者の義務と安全基準

安全基準を設け、この基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止します。残土条例による許可が必要ない面積1,000m²未満の埋立て等を行うときであっても、安全基準に適合しない土砂等を搬入することはできません。

また事業者は、土砂等が崩落、飛散、流出しないように、盛土やたい積を行うときは、斜面の勾配を緩やかにするなどの措置を講じなければなりません。

※安全基準とは、環境省の環境基準に準じて

特定事業の手続方法

手続きの主な流れは、図1のとおりです。
【許可の申請をするとき】
特定事業を実施しようとする者は、あらかじめ、町長に申請し、許可を受けなければなりません。この場合、事前に事業区域内の土地所有者に対して、事業の内容を説明し、同意を得なければなりません。

※特定事業とは、事業面積が1,000m²以上で、事業を実施する区域以外から搬入する土砂等による土地の埋立て等を行つものです。

【事業を施工するとき】
埋立て等の許可を受けた事業者が、土砂等を搬入するときは、町長に「土砂等の搬入届」を提出します。この届け出は、搬入する土砂等の発生場所ごとに、また同じ発生場所の場合は2,000m³ごとに作成します。なおこの土砂等搬入届には、搬入する土砂等について地質検査を行い、その結果を添付しなければなりません。

【事業を完了したとき】
次に、事業を施工している期間中は、事業を実施している区域を3,000m²ごとに区分し、その区分ごとの土壤について、事業開始日から6ヶ月ごとに地質検査を行い、その結果を町長に報告します。

条例に違反などがあった場合

町長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されている恐れがあるとき、または使用されていることを確認したときは、事業の停止や使用された土砂等の撤去などを命じることができます。また土砂の崩落などの発生を防止するため、緊急の必要があるときは、事業者に措置命令を行つことができます。

町長は、許可を受けた者が、この条例に違反した場合、許可の取り消し、または事業の停止を命令することができます。そのほか、必要に応じ、立ち入り検査や事業に関する報告などを求めることができます。

なおこの条例の実効性を確保するため、命令違反や義務違反に対し、罰則を設けます。

町が定める基準のこと。カドミウムや有機物、六価クロム、ひ素など27項目についての基準になる数値などを定めます。このため事業者は、条例により地質検査を行うときは、検査の資格を持った人に依頼することになります。

特定事業に対し、土地を提供するとき

「事業の完了届」を提出するとともに、事業を実施した区域を3,000m²ごとに区分してはなりません。また特定事業が行われる間は、定期的に施工の状況を把握しなければなりません。

なお汚染された土砂等が搬入されたり、土砂の崩落などの発生を防止するため、緊急の必要があつたりするときは、町は事業者のほか、土地所有者にも措置命令を行う場合があります。